

同時発表：東北地方整備局

令和4年8月26日
道路局

国道121号の早期復旧に向け 国の権限代行による災害復旧事業（応急復旧）に着手

- 8月3日からの前線に伴う大雨により、国道121号の山形県^{よねざわ}米沢市^{いりたざわ}入田沢地内において、道路崩落の被害が発生し、全面通行止めを継続しているところですが、山形・福島両県から国に対し、早期の応急復旧について要望があったところです。
- これを受け、早期の通行止め解除に向け、国道121号の1車線を確保する応急復旧について、高度な技術力を要することから、国の権限代行による災害復旧事業として実施することといたしました。
- 今後は、現地の地質調査結果等を踏まえ、仮橋等による応急復旧に着手し、片側交互通行での交通解放を目指してまいります。

【直轄権限代行の概要】

国道121号 山形県^{よねざわ}米沢市^{いりたざわ}入田沢 地内（応急復旧の実施）

<問い合わせ>

（①応急復旧について）

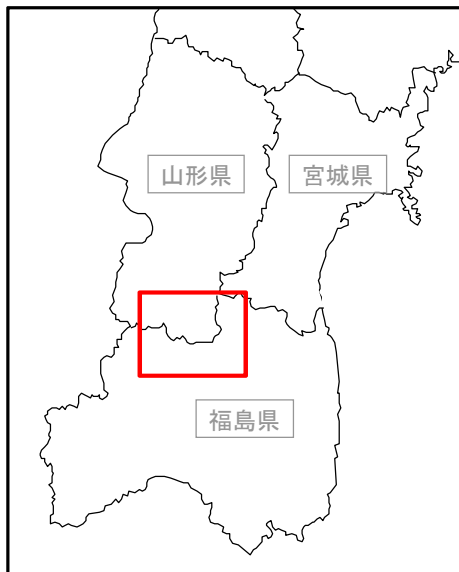
東北地方整備局 道路部 道路計画第一課 課長 ^{かしわ ひろき} 柏 宏樹（内線 4211）
代表電話 022-225-2171

（②権限代行の制度について）

国土交通省 道路局 国道・技術課 課長補佐 ^{ふじさか こうすけ} 藤坂 幸輔（内線 37842）
代表電話 03-5253-8111 直通電話 03-5253-8492

国道121号 道路崩落箇所位置図(米沢市入田沢)

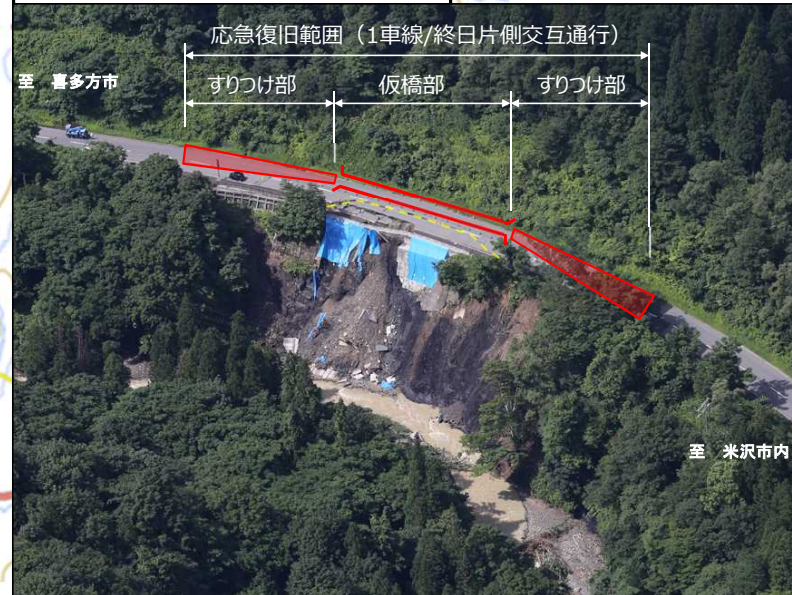
よねざわ いりたざわ



<被災状況>



<応急復旧(イメージ)>



出典:地理院地図に道路被災箇所等を追記して掲載

【参考】

道路法 権限代行の根拠法

道路法

第十三条（国道の維持、修繕その他の管理）

- 3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代つて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。